

「建設工事における技術者等の適正な配置について」の一部改正について

令和4年3月

京丹後市 総務部 入札契約課
(TEL0772-69-0170)

下記のとおり「建設工事における技術者等の適正な配置について」を一部改正しましたのでお知らせします。

改正後の「建設工事における技術者等の適正な配置について」については、市ホームページの「入札・契約情報」(https://www.city.kyotango.lg.jp/top/shigoto_sangyo/nyusatsu/index.html)「入札・契約関係規程」の「その他」からダウンロードして入手していただけますので、京丹後市の競争入札又は随意契約に参加される場合は、改正後の「建設工事における技術者等の適正な配置について」について承知の上、参加いただきますようお願いします。

記

1 主な改正内容

- (1) 合冊入札を実施することに伴う現場代理人等の配置規定
「現場代理人が複数の工事現場を兼任することを認める場合」の兼務を認める条件の項目を改正
- (2) レイアウトの変更

2 適用時期

令和4年4月1日（金）以降に契約を締結する工事から適用する。